

吹田市介護保険認定調査等業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和4年8月31日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 委託業務名 吹田市介護保険認定調査等業務
- 2 業務概要 吹田市介護保険認定調査等業務委託仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 4 最低制限価格 設定しない
- 5 入札回数 2回まで
- 6 入札参加資格
以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
 - (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
 - (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

- (6) プライバシーマークの付与又は I S M S 認証を取得している者であること。
- (7) 介護保険法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号で規定する要介護認定調査業務に係る指定市町村事務受託法人の指定を受けていること又は令和 4 年 1 2 月 3 1 日までに指定市町村事務受託法人の指定を受ける予定であること。

7 入札参加資格確認申請手続

本入札に参加を希望する者は、期限までに次に掲げる入札参加資格確認申請書等（以下「申請書類」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(1) 申請書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式 1）
- イ プライバシーマークの付与又は I S M S 認証を取得していることを証する書類の写し
- ウ 指定市町村事務受託法人指定通知書の写し又は令和 4 年 1 2 月 3 1 日までに指定市町村事務受託法人の指定を受ける旨の誓約書（様式 2）

(2) 提出期間

令和 4 年 8 月 3 1 日（水）から令和 4 年 9 月 8 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで（正午から午後 0 時 4 5 分までを除く。）

(3) 提出先

「23 問合せ先」のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(5) 申請書の取得方法

吹田市ホームページ（事業者向け及び高齢福祉室）に掲載するので、ダウンロードして使用すること。

(6) 入札参加資格結果の通知

令和 4 年 9 月 1 2 日（月）午後 5 時 3 0 分までに担当者宛に電子メールで通知し、その後、書面による通知も行う。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(7) その他

- ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書類は、返却しない。
- ウ 期限までに申請書類を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出日時

令和4年9月13日(火)から令和4年9月20日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

「23 問合せ先」のとおり

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参又は郵送(提出期間内に必着のこと)によるものとする。

(2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。(令和4年9月22日(木)発送予定。)

9 質疑及び回答

(1) 質疑受付

本件に関する質問は、次のとおり質疑書(様式6)の提出による。(説明会を行わない。)

ア 質疑受付期間

令和4年9月13日(火)から令和4年9月20日(火)午後5時30分まで

イ 提出先

「23 問合せ先」のとおり

ウ 提出方法

電子メール

件名を事業者名+送信年月日とすること。

【例】令和4年8月31日に質疑書を送信する場合「株式会社●●●●
220831」

(2) 回答

令和4年9月22日(木)午後5時30分までに電子メールにより入札参加資格があると通知した全ての者に回答する。

10 入札関係書類の配布

本件の次に掲げる入札関係書類は、吹田市ホームページ(事業者向け及び高齢福祉室)に掲載するので、ダウンロードして使用すること。

(1) 吹田市介護保険認定調査等業務入札心得書

(2) 仕様書及び添付資料

- (3) 入札書（様式3）
- (4) 委任状（様式4）
- (5) 入札辞退届（様式5）
- (6) 質疑書（様式6）
- (7) 暴力団員及び暴力団密接関係者でないことの誓約書（様式7）
- (8) 委任状・入札書の記載の仕方
- (9) 吹田市工事の入札等に係る苦情処理手続要領

11 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまで、入札辞退届（様式5）の提出により、いつでも入札を辞退することができる。

12 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和4年9月29日（木）午前11時00分

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 仮設棟2階 介護認定審査会室3

13 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札の保証

吹田市財務規則第98条に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市介護保険認定調査等業務入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記6に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

16 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

17 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式7）を提出すること。

18 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（1）から（3）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき

19 契約の保証

落札者は、次の（1）から（5）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

20 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

21 契約予定日

原則として落札決定の日から15日以内に締結することとする。ただし、落札者が介護保険法第24条の2第1項第2号で規定する要介護認定調査業務に係る指定市町村事務受託法人の指定を受けていない場合は、指定後に契約を締結するものとする。

22 その他

(1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

(2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

23 問合せ先

吹田市 福祉部 高齢福祉室 介護保険グループ

場所：吹田市役所 仮設棟2階 152番窓口

担当：中谷

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

Tel: 06-6384-1345 (直通)

Mail: kaigo@city.suita.osaka.jp